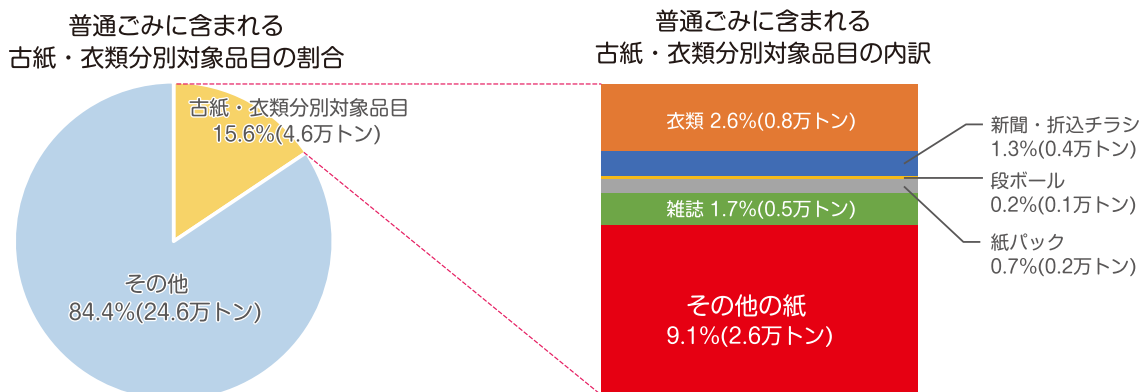


古紙・衣類はまだまだ分別できます

およそ4.6万トンのリサイクルできる紙類や衣類が焼却されています

～令和5年度「家庭系ごみ組成分析調査」から～



大阪市内で令和5年度に排出された29.2万トンの普通ごみの中に、リサイクルできる紙類や衣類（以下「古紙・衣類分別対象品目」という。）が15.6%含まれており、1年間でおよそ4.6万トンもの古紙・衣類分別対象品目が焼却されています。

普通ごみの中に含まれ焼却されている古紙・衣類分別対象品目を詳しく見ると、その他の紙が9.1%（約2.6万トン）と最も多く含まれており、その他の紙の分別を進めることが、ごみ減量・リサイクルへの近道であることがわかります。

質の高い分別にご協力を

「その他の紙」として排出されるものの中には、ビニールや金属などリサイクルに支障をきたすものがそのまま捨てられていることもあります。少量でもリサイクルに影響するので、排出する際はひと手間かけていただき、質の高い分別にご協力をお願いします。また、古紙は品目ごとに再生用途が異なります（10ページ参照）ので「その他の紙」に紙パックを混ぜて排出したりしないでください。紙パックもそのまま出されると、匂いや汚れなどでリサイクルできなくなるので、水洗いして、切り開き、乾燥させてから、ひもで束ねるか、中身の見えるごみ袋に入れてください。

「その他の紙」については12ページをご参照ください

リサイクルのため、決められた方法でお出してください



たたまれないままに排出されている段ボール
※必ず折りたたんで
ひもで束ねてください



切り開かれていない紙パック
※必ず切り開いて
洗ってください



その他の紙以外のものが混入している
※品目ごとに分けて
お出してください

古紙・衣類の分け方と出し方については、古紙・衣類収集（12ページ参照）をご覧ください。

古紙・衣類の持ち去り行為を禁止しています

大阪市では、平成29年4月より古紙・衣類の持ち去り行為及び持ち去られた古紙・衣類の譲受け行為を規制し、平成29年10月からは違反行為者に対し指導等を経たうえで過料を科すほか、氏名等を公表するなど持ち去り行為の根絶に向け厳正に取り組んでいます。

持ち去り行為者を目撃・発見した際には、直接声をかけることは避け、目撃・発見した場所、時間、特徴（車両ナンバー等）などを、お住いの地域を担当する環境事業センター（15ページ参照）までご連絡ください。巡回パトロールや取り締まりに関する貴重な情報又は手掛かりとなりますのでご協力をお願いします。

古紙・衣類の持ち去り行為等禁止ポスター



持ち去り対策のチラシ

